

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		海外投資等損失準備金
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 20) 法人住民税、法人事業税:義(地方税 15)(自動連動)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合(※)の準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。 (※)探鉱法人の場合は出資額の 50% 開発法人の場合は出資額の 20%
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 ○租税特別措置法第 55 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条 ○地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 2 項、第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局		経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 資源開発課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 7 年 8 月 分析対象期間:令和 4 年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		【年度】 昭和 39 年度 昭和 42 年度 昭和 44 年度 昭和 45 年度 昭和 46 年度 昭和 48 年度 昭和 49 年度 昭和 51 年度 昭和 53 年度 昭和 55 年度 昭和 57 年度 昭和 59 年度 昭和 61 年度 昭和 63 年度 平成 2 年度 平成 4 年度 平成 6 年度 【要望等の内容】 「海外投資損失準備金」創設(3 年間) 延長(2 年間) 延長(2 年間) 「石油開発投資損失準備金」創設(2 年間) 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3 年間) 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組 延長(2 年間) 延長(2 年間)(開発の積立率:50%→40%) 延長(2 年間) 延長(2 年間) 延長(2 年間) 延長(2 年間) 延長(2 年間) 延長(2 年間) 延長(2 年間) 延長(2 年間) 延長(2 年間)

			平成 8 年度 延長(2 年間) 平成 10 年度 延長(2 年間)(開発の積立率:40%→30%) 平成 12 年度 延長(2 年間) 平成 14 年度 延長(2 年間) 平成 16 年度 延長(2 年間) 平成 18 年度 延長(2 年間) 平成 20 年度 延長(2 年間) 平成 22 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:100%→90%) (石炭、木材を除外) 平成 24 年度 延長(2 年間) 平成 26 年度 延長(2 年間) 平成 28 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:90%→70%) 平成 30 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:70%→50%) (開発の積立率:30%→20%) 令和 2 年度 延長(2 年間) 令和 4 年度 延長(2 年間) 令和 6 年度 延長(2 年間)(経済安保法に基づく JOGMEC の 助成金による株式取得・出資を除外)
8	適用又は延長期間		令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性 等	① 政策目的及 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー政策において、石油・天然ガスは 2040 年度の一次エネルギー供給においても合計約 4 割以上を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。 こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。 我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 サプライチェーン最上流における鉱物資源の自律性確保は、国内製造業全体にとって重要な課題であり、近年の中国の輸出管理措置等の長期的な供給途絶リスクの高まりを受け、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向けて、自給率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的

			な安定供給を維持・確保する必要がある。
			《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 (1)GXの推進 (中略) エネルギー安全保障については、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要面では、徹底した省エネと製造業の燃料転換や電化を進めるとともに、供給面では、エネルギー自給率向上に貢献し、脱炭素効果の大きい再エネ、原子力等の電源を最大限活用する。石油やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、十分な備蓄を確保するとともに、天然ガスと併せて、海外での上流開発を通じたサプライチェーンの強靱化を、国の主体的な取組を含め推進する。戦略的に余剰LNGを確保する。 国産海洋資源の確保に向け、総合海洋政策本部及び総合海洋政策推進事務局が司令塔機能を抜本的に強化し、社会実装・産業化支援に向け、メタンハイドレート、マンガン団塊、レアアース泥等の技術開発・実証に取り組む。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) Ⅲ. 投資立国の実現 3. GX・DXの着実な推進 (1)GX (中略) ①2040 年を視野に入れたGX・エネルギー政策の展開 DXやGXの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況にある。データセンター等大規模需要の省エネを推進するとともに、データセンターの適地誘導等につながる電力と通信の効果的な連携(ワット・ビット連携)、系統整備に係る費用の公平性確保等のための仕組みや発電や送配電などの電力分野における脱炭素投資に向けた事業環境整備やファイナンス円滑化の方策等を検討する。 また、GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響、技術開発の動向なども踏まえて、必要な見直しを効果的に行った上で、民間事業者の予見性を高め 公正な移行の観点を踏まえてGXを推進し、10 年間で、20 兆円規模の先行投資支援策により 150 兆円規模の官民投資を呼び込むための成長志向型カーボンプライシン グ構想を実行していく。 あわせて、革新的なエネルギー技術について、明確な国際戦略を産学官で共有しながら開発を加速させ、非連続なイノベーションと早期の社会実装を実現させていく。 上記のような観点も踏まえ、以下のような取組等を推進する。 ・再生可能エネルギーの導入拡大 ・洋上風力の導入拡大

			・地域と共生した再生可能エネルギーの普及 ・系統整備と蓄電池等の促進 ・原子力の活用 ・水素の活用等 ・石油・天然ガス、重要鉱物等の資源の安定供給確保 ・事業者間連携の促進 ・次世代航空機等のモビリティ関連の脱炭素化 ○エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定） 5. 化石資源の確保／供給体制 （1）基本的考え方 化石燃料は、我が国のエネルギー供給の大宗を担い、世界的な需要は減少の見通しであるが程度には幅があり、そのサプライチェーンは一度途絶すれば復元は相当困難であり、安定供給を確保しつつ現実的なトランジションを進める必要がある。これらを踏まえ、化石燃料について、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に勘案しつつ、資源外交、国内外の資源開発、供給源の多角化、危機管理、サプライチェーンの維持・強靱化等に取り組む。 特に、LNGの安定供給確保は、電力の安定供給の確保を大前提に非効率な石炭火力の発電量を減らしていく中、現実的なトランジションの手段としてLNG火力を活用する必要があることに加え、都市ガスの安定供給の観点から重要である。価格高騰や供給途絶等のリスクに備え、官民一体となって必要なLNGの長期契約を確保する必要がある。加えて、災害の多い我が国では、エネルギーの強靱性の観点から、可搬かつ貯蔵可能な石油製品やLPガスの安定調達と供給体制確保は重要である。 将来的な脱炭素燃料・技術を含む資源獲得競争を勝ち抜くべく、国際競争力のある「中核的企業」の創出や、これらの企業が「総合エネルギー産業」に変革し2050年カーボンニュートラル社会実現のメインプレイヤーとなることも目指す。 （2）天然ガス ① 総論 天然ガスは、熱源として効率性が高く、地政学的リスクも相対的に低く、足下、電源構成の約3割を占める。また、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少なく、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たすと同時に、燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことで環境負荷低減にも寄与する。さらに、将来的な技術の進展によりガス自体の脱炭素化の実現が見込まれ、水素等の原料としての利用拡大も期待される等、カーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源である。 他方、ロシアによるウクライナ侵略等によりエネルギー安定供給の不確実性が生じ、引き続きLNG市場は構造的にタイトである。こうした中でも、自主開発を推進し、市場拡大や供給源多角化にあたっては、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に判断し、安定供給性・強靱性を向上させる必要がある。内閣総理大臣を筆頭とした資源外交やJOGMECによるリスクマネーの供給、LNG産消会議の継続等により、安定調達と供給体制の確保に取り組む。
--	--	--	---

			日本の石油・天然ガス開発企業には、脱炭素燃料・技術の供給分野等で、メインプレイヤーであり続けることが期待される。 ② 自主開発の更なる推進 石油・天然ガスの輸入依存による交渉力の限界や中東情勢等の影響の受けやすさといった構造的課題のある我が国が、様々な情勢変化のもとでも安定供給を確保するためには、日本企業が直接開発・生産に携わる上流権益確保と国内資源開発による自主開発を進めることが極めて重要である。石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げることを目指す。 7. 重要鉱物の確保 (1) 基本的考え方 ① 総論 鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、DXやGXの進展や、それに伴い見込まれる電力需要増加への対応に必要不可欠である。また、エネルギーの有効利用の鍵となり、今後、製品としても日本企業の競争力を左右する蓄電池、モーター、半導体等の製造にあたっては、銅や、レアメタル等の重要鉱物の安定的な供給確保が欠かせない。他方、重要鉱物は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。 (中略) こうした状況の中で、これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や経済安全保障推進法に基づく鉱物資源開発プロジェクトへの助成、資源探査等を通じて、我が国企業による重要鉱物の安定的な供給確保を支援してきたところである。今後、供給途絶が懸念される鉱種の安定的な供給確保に向けて、供給途絶に備えた十分な備蓄量の確保に加え、有志国との連携による上流開発プロジェクトの組成やリサイクルを通じた供給源の多角化、中下流での価格転嫁も含む長期調達コミットメントも踏まえた競争力のある価格での供給などの総合的な取組が重要となり、鉱種ごとのサプライチェーンリスクの分析を踏まえて、経済安全保障の観点、産業政策の観点の両面から今後のあるべき政策を更に進めていく。 ③ 供給源の多角化等 供給源の多角化に向けては、経済安全保障推進法に基づく助成金も活用した国内製錬所等への投資支援に加え、国内製錬ネットワークの維持・強化を図るとともに、リサイクル資源の活用に資する方策を検討する。また、フロンティア地域の中長期的にポテンシャル拡大が見込める案件への日本企業の参加を促進する。具体的には、日本企業による、フロンティア地域における上流権益の獲得の後押し、将来の種まきとしての「資源ジュニア」等への出資の促進に向けた官民の役割分担や具体的な参画の在り方、長期安定供給が見込める海外からの調達も含めたリサイクル資源の活用に資する方策を検討する。 これらの取組と併せて、資源外交に関しては、米国、豪州、カナダ等の同志国と連携した鉱物資源開発や、南部アフリカ諸国などのカンントリーリスク・探鉱リスクを有するフロンティア地域やチリ等の資源国との関係の強化を実施するとともに、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的・総合的な資源外交政策を展開する。 (2) レアメタル
--	--	--	--

		レアメタルについては、需要の増加が見込まれるものの、特定国からの輸入に大きく依存している状況である。さらに、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクも引き続き上昇傾向にあり、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつある。特に、日本が多くのレアメタルの鉱山・製錬工程を特定国に依存している中、一部物資の輸出管理の実施に伴い、輸出に政府の許可が必要な物資が増加している。半導体材料に用いられるガリウム及びゲルマニウム関連品目や、蓄電池に用いられる黒鉛関連品目については2023年に、アンチモン等の関連品目は2024年に輸出管理が開始されたところであり、レアアース等他品目も含めてサプライチェーンの不確実性が増している。こうした中で、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいくが、2050年カーボンニュートラル実現にとって不可欠なバッテリーメタル・レアアース・ウランについては、「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」も踏まえ、2030年時点で国内への供給に必要な需要量の確保を目指し、対応を進めていく。 (3) ベースメタル ベースメタルについて、特に、非鉄金属の代表的なベースメタルである銅は、DXやGXの進展により、世界的な需要は増える見込みであるが、鉱山開発費用の高騰や、これまでの最大の生産国であるチリの鉱山の品位の低下が進む中で、供給が需要に追いつかず、新規鉱山開発やリサイクルの進展を考慮しても、銅価格の一層の上昇へつながる可能性がある。実際に、2000年代初頭に1トン当たり2,000ドル程度で推移していた銅地金価格は、2024年には、約10,000ドルと5倍程度の水準になっている。加えて、急速に銅製錬所の設備投資を進める中国に銅鉱石の輸出の65%が集中する中で、各国の政府資本の入る企業も含めて権益確保を進めており、安定的で低廉な長期調達を確保するための権益確保を巡る状況は厳しさを増している。こうした中で、2022年度時点で37.7%にとどまっているベースメタルの自給率について、2030年までに80%以上を達成することを目指し、対応を進めていく。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる」を設定)。 ※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 ※鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等

				の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計（経産省）及び貿易統計（財務省）による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。																				
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。																				
10	有効性等	①	適用数	(単位: 件) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> 【算定根拠】 ※令和4、5年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）における実績を引用。 ※令和6年度～令和9年度については、令和4、5年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。							年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	適用件数	1	2	2	2	2	2
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9																		
適用件数	1	2	2	2	2	2																		
		②	適用額	(単位: 億円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>適用額</td><td>259</td><td>149</td><td>204</td><td>204</td><td>204</td><td>204</td></tr></table> 【算定根拠】 ※令和4、5年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）における実績を引用。 ※令和6年度～令和9年度については、令和4、5年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。							年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	適用額	259	149	204	204	204	204
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9																		
適用額	259	149	204	204	204	204																		
		③	減収額	(単位: 億円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>国税</td><td>60</td><td>35</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td></tr></table>							年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	国税	60	35	47	47	47	47
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9																		
国税	60	35	47	47	47	47																		

			地方税 (法人住民税) 4.2 2.4 3.3 3.3 3.3 3.3
			【算定根拠】 ※令和 4、5 年度については、上記適用額に対して各年度の法人税率を乗じることで算出。 ※令和 6 年度～令和 9 年度については、令和 4、5 年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。
	④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○石油・天然ガス自主開発比率 令和 4 年度:33.4% 令和 5 年度:37.2% ※令和 6 年度における自主開発比率は調査中であり、最新の時点として令和 5 年度までの数字を記載。 ○鉱物資源(ベースメタル)自給率 令和 4 年度:37.0% 令和 5 年度:34.2% ※令和 6 年度における自給率は調査中であり、最新の時点として令和 5 年度までの数字を記載。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ○石油・天然ガスの自主開発比率(令和 4,5 年度)の算定根拠は以下のとおり。 石油・天然ガスの輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 (自主開発引取量(海外) + 国内生産量) ÷ (日本の輸入量 + 国内生産量) の計算式で求める。 自主開発引取量はJOGMECのアンケートにより算出。輸入量及び国内生産量については資源・エネルギー統計により算出。 ○鉱物資源(ベースメタル)(令和 4,5 年度)の算定根拠は以下のとおり。 自給率 = (我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量) ÷ 国内需要量 ※計算式には、地金(銅、鉛、亜鉛、錫)ごとの加重平均等の補正より複雑に計算しているために省略する。 (出典:経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査) 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るも

			のである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、令和 3 年度～令和 5 年度の平均で 2 社、また、本制度の適用額は、令和 3 年度～令和 5 年度の平均で約 164 億円となっている。この間、法人実効税率は約 30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1 社あたり年間で約 25 億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては上昇傾向にあり、本制度は政策目標の達成に関して有効であると考えられる。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会提出）
			《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。
		⑤ 税収減を是認する理由等	石油・天然ガスや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を抱えているため。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し（益金算入）、プロジェクトが失敗することなく据置期間（5 年）を経過した場合、その後 5 年にわたり均等に取崩し（益金算入）をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じ独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。 我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。 なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（減耗控除制度）がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない（租税特別措置法第 58 条第 13 項）。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和5年8月(R5経産04)
----	------------------------	----------------